

常陸大宮市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託 仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、常陸大宮市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に適用する。

第2条 (業務概要)

本業務では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成26年11月20日改正)の枠組みを活用し、今後の常陸大宮市の地域公共交通網の形成と活性化を計画的に遂行し、持続可能な地域公共交通網の構築を目指すため、「常陸大宮市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

第3条 (準拠する法令等)

本業務は本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (2) 都市計画法
- (3) 中心市街地の活性化に関する法律
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (5) 地方自治法及び同法施行令
- (6) 常陸大宮市個人情報保護条例
- (7) その他関係法令等

第4条 (業務遂行基準)

本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。

第5条 (提出書類)

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者の選任届
- (5) その他本市が指示する関係書類

第6条 (成果品の瑕疵)

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は本市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

第7条 (疑義について)

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市及び受託者協議の上、

受託者は本市の指示に従い業務を遂行するものとする。

第8条 (成果品の検査)

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了届とともに本市に提出し、成果品については主任技術者立ち会いの上、本市の検査を受けるものとする。

第9条 (機密保持)

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容等一切の事項について、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受託者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 本業務実施にあたっては、発注者の情報資産の安全性を確保するものとし、特に個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとする。

第10条 (履行期間)

契約日の翌日から平成30年3月31日までとする。ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

第2章 地域公共交通網形成計画策定調査

第11条 (計画期間及び業務の範囲)

常陸大宮市地域公共交通網形成計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年を予定している。
業務の範囲は、常陸大宮市全域及び周辺地域とする。

第12条 (地域内の公共交通に関する現況調査)

(1) 常陸大宮市の現状整理

既存資料や関係者へのヒアリング調査により、地域特性のデータを収集して整理する。

- ① 地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況
- ② 地区別の移動実態、アクセス性、バス停圏別の交通弱者の状況
- ③ まちづくりの現状と取組み内容

(2) 上位・関連計画等と本計画の位置づけ整理

総合計画、人口ビジョン・総合戦略等の上位・関連計画における公共交通の位置づけ、関連性等を整理する。

(3) 地域公共交通の現状分析

平成28年10月から運行している新路線バス(実証運行)を含めて、モード別、路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理し、それらをもとに、路線別の評価を行う。

第13条 (市民・利用者のニーズ把握)

(1) 市民アンケート

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題点などを把握するため、市民を対象にアンケート調査を実施する。

実施対象者数は3,000人で、郵送配布・郵送回収を想定する。

(2) バス利用者アンケート・乗合タクシー利用者アンケート・JR水郡線利用者アンケート

利用実態の把握や運行システムの評価等を行うため、常陸大宮駅などの交通結節点において、公共交通利用者に対してアンケート調査を行い、利用者の属性、利用目的、利用時間帯、利用回数などを把握する。

(3) 市民グループインタビュー

各地区の市民の日常の外出行動や日常の外出で困ること、公共交通に対する改善要望などの潜在ニーズを掘り下げて聞き取る。

また、再編後の公共交通網についての意見も聞き取る。

グループインタビューは、1地区に対して1グループ程度を対象とし、1グループあたり交通弱者10名前後を対象に実施することを想定する。

第14条 (常陸大宮市地域公共交通網形成計画(案)のとりまとめ)

(1) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

第12条及び第13条の結果を踏まえて、運営面、サービス面、運行システム面、まちづくりとの連携等の公共交通を取り巻く課題を整理する。

(2) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通

の運営・運行体制の方針等を定める。

(3) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。

また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(4) 常陸大宮市地域公共交通網形成計画（原案）のとりまとめ

(1) ～ (3) を踏まえて、計画（原案）を作成する。

(5) パブリックコメントの実施

地域公共交通網形成計画（原案）について、市民から意見を募る。

(6) 計画書及び概要版の案のとりまとめ

パブリックコメントの意見を踏まえて、計画書（案）及び概要版（案）を作成する。

第15条 （地域公共交通会議の運営支援）

常陸大宮市地域公共交通網形成計画の内容等を協議するための協議会を開催する。地域公共交通会議（4 回程度開催）の資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

第3章 成 果 品

第16条

地域公共交通網形成計画策定における主な納入成果品は次のとおりとする。

(1) 地域公共交通網形成計画 200部

(仕様：A4版，4色カラー)

(2) 地域公共交通網形成計画 概要版 500部

(仕様：A4版，4色カラー)

(3) 成果品に関する電子記録媒体（CD-R等）

※マイクロソフト・オフィス2010以上のアプリケーションソフトによる作成とする。

(4) その他，業務項目において作成した根拠資料等

以 上